

## Column 知財の国際舞台から

## Vol.6 「蚊が運ぶもの」

WIPO PCT 国際協力部部長 夏目 健一郎

## 1. マラリア？

インドに出張に行った。マラリア予防ということ、出張期間を含む前後二週間予防薬を飲み続けるように指示され、更に罹患してしまった場合の非常薬、虫除けスプレーも持参した。その甲斐あってか現地ではマラリアにかかることもなく過ごすことができた。ただし、途中でご他聞に漏れずお腹は壊したが、これがマラリア予防薬の副作用か所謂インドの洗礼かは神のみぞ知るところである。予防薬のおかげでマラリアにはならなかったが、マラリアのみならず病気の予防薬、治療薬、ワクチンといった医薬品には特許が関連することが少なくない。

## 2. 医薬品と特許

薬に限らず新しい技術を開発した場合は、特許を取得し独占的に権利を享受したいと考えるのは珍しいことではない。ところが医薬品の場合は、他の製品と異なり、公衆衛生、人命にも関係するところが特徴的である。特許のために医薬品の価格が高くなってしまっ、医薬品を必要としている人がこれを入手することが困難になってしまっ、問題ではないか、という意見がある。一方、技術開発のための投資を回収し、次の開発につなげるためには企業としては利益を上げる必要があることは当然であろう。開発投資が回収できなければ、その後の研究開発ができなくなり、将来の新薬開発を阻害してしまう、ということもある。

事態が先鋭化すると問題が発生する場合もある。一例として鳥インフルエンザのケースが挙げられよう。新型インフルエンザのワクチンを新たに開発するためには、インフルエンザの検体が必要であり、世界保健機関（WHO）のネットワークに検体が提供されて（先進国で）ワクチンの開発がなされる。し

かし、無料で検体を提供してワクチンが開発されても、高価格のためワクチンが入手できない場合も少なくない。特に疾病が途上国で多く発生している場合は、これらの途上国にとってワクチンは入手が困難な高額になることもある。一方でワクチンを開発した製薬企業は利益を上げる。鳥インフルエンザの場合は、インドネシアで多く感染が発生したが、検体を提供しても最終的にワクチンが入手困難であれば検体を提供するメリットはないとして、提供を拒む事態が発生した。数カ月後にインドネシア側は検体の提供に転じたが、このように医薬品にはセンシティブな側面がある。

医薬品に関しては、特許に制限を設けるべきである、さらには特許の対象とするべきではない、といった意見もあれば、それでは新薬開発が阻害されてしまうという意見もあり、そう簡単に方向性が見えるというものでもない。関係者も、特許権者と利用者という従来の構造に留まらず、公衆衛生政策関係者、非政府機関など広がりを見せている。

## 3. WIPO Re:Search

WIPO においても特許と公衆衛生といったトピックも議論の対象になっているが、国際ルールを作るといった議論には結論がすぐに出るものでもない。では、他のアプローチで WIPO が貢献できることはないのか、という視点で構築されたものが、WIPO Re:Search というシステムである。

ちなみに、Re:Search は誤植ではない。研究を意味する “Research” とメールのタイトルなどで使われる～に関してという意味の “Re:” と技術を探す趣旨の “Search” を組み合わせたものである。

この WIPO Re:Search は、世界中の官民双方のセクターが知的財産や知見を地球規模の保健研究コミ

ュニティと共有するための場（コンソーシアム）である。顧みられない熱帯病、マラリア及び結核のための新薬、ワクチン、診断法の開発を促進することを目的としている。

ブルーリ濃瘍、トレポネマ感染症、シャーガス病、リーシュマニア症といった病名になじみのある方々は多くはないのではないか。これらの疾病は熱帯地域を中心に蔓延しており、先進国の製薬企業等にとっては必ずしも開発の優先度の高い疾患とは捉えられてこなかったことから「顧みられない熱帯病」と呼ばれる。しかし、WHO によれば世界中で 10 億人以上がこれらの疾病に罹っているともされ、国際社会の対応が望まれている。WIPO Re:Search を通じて、研究開発型の企業、研究機関などから提供された知的財産やノウハウなどを、これら顧みられない熱帯病、結核、マラリアの治療薬開発等に活用することができる。提供される知的財産はデータベースに登録され、他の研究者等が検索することができ、将来の研究開発のためのパートナーシップの相手を探すことが可能である。

WIPO Re:Search のポイントは、後発開発途上国における顧みられない熱帯病に関する公衆衛生ニーズに対応するためのみに用いるのであれば、ロイヤルティフリーで登録された知的財産を使うことができるようにする一方、途上国に関する場合は、誠実な対応を求めるもののロイヤルティフリーまでは強制していないことにある。更に、これらは独占的なライセンスである必要はなく、WIPO Re:Search の外で別途のライセンス契約、共同研究を行うことも妨げられない。したがって、知的財産の保有者は、自己の知財資産を有効に活用する余地を残しつつ、後発開発途上国における問題解決にも貢献できるという仕掛けである。2011 年の設立以来、既に 90 もの共同研究が合意に至っている。技術を提供する側としては、ファイザー、グラクソスミスクラインといった製薬企業、米国国立衛生研究所のような公的機関などが名を連ねている。日本からもエーザイが

メンバーになっており、5 件の共同研究が成立している。技術の提供を受けるパートナーとしては、これらの疾病が発生しているアフリカの大学などがあるが、スタンフォード大学、MIT、ノバルティスといった先進国の企業、大学等も名を連ねている。米国国立衛生研究所、エーザイなど技術を提供する側の機関が提供を受けるパートナーになっているケースもある。つまり先進国側から途上国側に一方的に技術を提供するというものではなく、多様な関係者が共同して顧みられない疾病という問題に取り組むプラットフォームであるといえる。WIPO Re:Search への参加メンバーは、企業、大学、公的機関、非政府機関など様々な分野に及び 96 を数える。このように WIPO Re:Search には、特許権者に留まらず、様々な利害関係者（stakeholder）が関係する。そのような様々な関係者が関与する場を、Multi-stakeholder Platform（多様な関係者の関与するプラットフォーム）と呼び、WIPO Re:Search もその一つである。国際ルールという枠にとらわれず、国際機関としての WIPO ができる貢献という意味で、新しい取組である。知的財産に関与するプレーヤが多様化してきている状況において、多彩な関係者が関与する WIPO Re:Search の今後の貢献に期待である。

## 4. 蚊もグローバル化

顧みられない熱帯病は日本ではあまり縁がないと思うかもしれない。しかし、物流の国際化に伴って生物の移動もグローバル化である。かつては北米大陸にはいなかった日本で馴染みのヤブカ（縞蚊）も今や北米に進出済みである（英語の名前が、Tiger mosquito というのが何ともいえないが、白黒の縞模様なのでタイガーではなく、シマウマではないかというのはこの際置いておくのであろう）。WHO の顧みられない熱帯病のリストにはデング熱も含まれている。日本でも蚊からデング熱に感染する例が発生している。WIPO Re:Search で開発された薬のお世話になる日がそのうち来るかもしれない。

## Ken-Ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012 年に WIPO 日本事務所所長に就任し、2014 年 4 月から現職。